

公益財団法人日本学術協力財団寄附金等取扱規則

平成 25 年 4 月 1 日施行

(目的)

第 1 条 この規則は、公益財団法人日本学術協力財団（以下「本財団」という。）が受け入れる寄附金等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(受入基準)

第 2 条 本財団は、寄附金等が次の各号に掲げる基準のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができないものとする。

- (1) 寄附金等の受け入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき。
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - ロ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
 - ハ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること。
 - ニ その他本財団の運営上支障があると認められるもの
- (2) 寄附金等を受け入れることにより、本財団の業務、財政又は名誉に負担又は支障が生じると認められるとき、その他寄附金等が定款第 4 条に定める目的の達成に資するものでないと判断されるとき

(寄附金等の種類)

第 3 条 本財団が受け入れる寄附金等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金
 - (2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された寄附金で、次に掲げるもの
 - イ 使途特定寄附金 寄附者が、寄附の申し込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもの
 - ロ 募集特定寄附金 本財団が、募集に当たりあらかじめ使途を特定するもので、募集対象事業、募集金額、募集期間、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面（以下「募金目論見書」という。）をもって理事会の承認を得た上で募集するもの
 - (3) 賛助会費 本財団の目的に賛同して入会した個人、団体及び法人からの賛助会費（賛助会費の取り扱いに関しては、別に定める「公益財団法人日本学術協力財団賛助会員に関する規則」による。）
- 2 この規則における寄附金等には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(受入手続)

第4条 寄附金等を本財団に寄附しようとする者は、書面(電磁的方法によるものを含む。)にて寄附金の申し込みを行う。

- 2 本財団は、前項により寄附金等の申込みを受理したときは、第2条の基準に該当しないことを確認し、寄附金等の受け入れを行う。
- 3 寄附金等の受け入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等の受け入れに必要な書類を送付する。

(寄附金等の取扱)

第5条 一般寄附金については、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用するものとする。

- 2 使途特定寄附金については、全額を寄附者の特定した使途に使用する。
- 3 募集特定寄附金については、適正な募集経費を控除した残額の総額を、募金目論見書に従い使用する。この場合、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならぬ。

(募金目論見書の交付等)

第6条 募集特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、ホームページにおいて募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは事後に交付することができる。

(受領書等の送付)

第7条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を、募集特定寄附金に限り前条第1項による募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の受領書には、本財団の公益事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(募集特定寄附金に係る結果の報告)

第8条 本財団は、募集特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、使途予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

- 2 本財団は、募集特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページ上の公開に代えることができる。

(情報公開)

第9条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講ずるものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項があるときは、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会及び評議員会の議決を経て行う。

附 則

この規則は、公益財団法人日本学術協力財団の設立の登記の日から施行する。